

平成21年9月17日（木曜日）

○出席議員（16名）

議 長	能 村 憲 治 君	8 番	北 川 進 君
1 番	生 田 勇 人 君	9 番	清 水 文 雄 君
2 番	南 和 彦 君	10 番	水 口 裕 子 君
3 番	川 口 正 己 君	11 番	渡 辺 旺 君
4 番	藤 井 良 信 君	12 番	八 田 外 茂 男 君
5 番	恩 道 正 博 君	13 番	中 川 達 君
6 番	北 川 悦 子 君	14 番	南 守 雄 君
7 番	夷 藤 満 君	15 番	米 田 満 君

○説明のため出席した者

町 長	八 十 出 泰 成 君	まちづくり政策部企画担当課長 兼行財政改革推進室長	本 郁 夫 君
副 町 長	蓑 外 史 男 君	まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	岩 上 涼 一 君
教 育 長	西 尾 雄 次 君	町民福祉部 町民生活課長	田 中 徹 君
総 務 部 長	出 川 常 俊 君	町民福祉部町民生活課子育て支援担当課長 兼子育て支援センター所長	宮 崎 裕 子 君
まちづくり政策部長	高 木 和 彦 君	町民福祉部 健康推進課長	重 原 正 君
町民福祉部長	川 口 克 則 君	町民福祉部 介護福祉課長	長 丸 信 也 君
都市整備部長	橋 本 稔 君	町民福祉部 環境政策課長	北 川 真 由 美 君
消 防 長	津 幡 博 君	都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	長 田 学 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田 邦 彦 君	都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	井 上 慎 一 君
総 務 部 長	島 田 睦 郎 君	都市整備部上下水道課長 兼新エネルギー開発対策室長	中 西 昭 夫 君
総務部総務課長 人事秘書担当課長	大 徳 茂 君	教育委員会 学校教育課長	長 丸 一 平 君
総 務 部 長	北 雅 夫 君	教育委員会生涯学習課長 兼男女共同参画室長	中 村 由 利 子 君
税 務 課 長	山 田 吉 弘 君	消防本部消防次長 兼消防署長	井 上 豊 君

第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税費、第4項選挙費、第9款消防費第1項消防費、第13款諸支出金第2項基金費、第2条地方債の補正については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、歳入の審査の過程において、補正予算の未執行部については、予算凍結との報道もあり、今後の政策の方向性がまだ不透明な状況であるものの、事業執行計画上、9月議会での予算計上が必要との説明を受け、補正予算が凍結されれば本町事業計画にも大きく影響を及ぼすことから、国の動向に注視し、情報収集に努めるとともに、補助金、交付金等補正予算の歳入財源の確保に向け、国に対し強く要望するよう申し入れいたしました。

議案第78号内灘町職員の再任用に関する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、職員の再任用制度については、対象となる職員の意見を十分に尊重し、不公平のない取り扱いをするよう申し入れいたします。

議案第81号財産の取得について〔指揮車1台〕については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第27号「安心社会実現のため22年度予算の確保を求める意見書」の提出を求める請願については、採決の結果、賛成多数で採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について、閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成21年9月17日

総務常任委員会委員長 北川進

○議長【能村憲治君】 夷藤満文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 夷藤満君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【夷藤満君】 平成21年第3回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第72号平成21年度内灘町一般会計補正予算（第4号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費、第3条繰越明許費第10款教育費第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第75号平成21年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第76号平成21年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第77号平成21年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第79号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第82号財産の取得について〔スクールバス1台〕については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第83号財産の取得について〔教育用パソコン〕については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第84号財産の取得について〔地上デジ

タルテレビ・電子黒板]については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっております請願の審査の結果をご報告いたします。

請願第21号国に「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書提出の請願書については、慎重に審査をした結果、継続審査とすることに決しました。

請願第22号物価に見合う年金引き上げを求める意見書を国に提出することを求める請願については、掛金と給付の整合性を考え慎重に審査を重ね採決を行った結果、全員一致で不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として所管にかかわる事項について、閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成21年9月17日

文教福祉常任委員会委員長 夷藤満

○議長【能村憲治君】 恩道正博産業建設常任委員長。

[産業建設常任委員長 恩道正博君 登壇]

○産業建設常任委員長【恩道正博君】 平成21年第3回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第72号平成21年度内灘町一般会計補正予算（第4号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第6款農林水産業費第1項農業費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第73号平成21年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、

妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第74号平成21年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第80号財産の取得について〔土地の取得：河北郡内灘町白帆台2丁目1番地 外1筆〕については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっております請願の審査の結果を報告いたします。

請願第25号政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願については、慎重に審査をした結果、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果について、報告を終わります。

なお、本委員会として所管にかかわる事項について、閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成21年9月17日

産業建設常任委員会委員長 恩道正博

○議長【能村憲治君】 これをもって各常任委員長の報告が終わりました。



○質 疑

○議長【能村憲治君】 各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【能村憲治君】 次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

6番、北川悦子さん。

[6番 北川悦子君 登壇]

○表 決

○議長【能村憲治君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第72号平成21年度内灘町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長【能村憲治君】 次に、議案第73号平成21年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第74号平成21年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括して採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第73号、議案第74号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【能村憲治君】 次に、議案第75号平成21年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第76号平成21年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第77号平成21年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第75号、議案第76号、議案第77の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【能村憲治君】 次に、議案第78号内灘町職員の再任用に関する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長【能村憲治君】 次に、議案第79号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長【能村憲治君】 次に、議案第80号財産の取得について〔土地の取得：河北郡内灘町白帆台2丁目1番 外1筆〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

継続審査とすることに決定いたしました。

○議長【能村憲治君】 次に、議案第81号財産の取得について〔指揮車 1台〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長【能村憲治君】 次に、議案第82号財産の取得について〔スクールバス 1台〕、議案第83号財産の取得について〔教育用パソコン〕、議案第84号財産の取得について〔地上デジタルテレビ・電子黒板〕の3議案一括して採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第82号、議案第83号、議案第84の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【能村憲治君】 次に、継続審査となっております請願を採決いたします。

まず、請願第21号国に「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書提出の請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立多数であります。よって、請願第21号は委員長の報告のとおり

○議長【能村憲治君】 次に、請願第22号物価に見合う年金引き上げを求める意見書を国に提出することを求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第22号物価に見合う年金引き上げを求める意見書を国に提出することを求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立少数であります。よって、請願第22号は不採択とすることに決定をいたしました。

○議長【能村憲治君】 次に、請願第25号政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立多数であります。よって、請願第25号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

○議長【能村憲治君】 次に、今期定例会までに受理しました請願第27号「安心社会実現のため22年度予算の確保を求める意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第86号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【能村憲治君】 次に、議案第87号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第87号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。



○休憩

○議長【能村憲治君】 この際、暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩



午後3時00分再開

○再開

○議長【能村憲治君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○追加議案の上程

○議長【能村憲治君】 追加日程第1、議会議案第7号安心社会実現のため22年度予算の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。



○提案理由の省略

○議長【能村憲治君】 お諮りいたします。本議案につきましては、会議規則第39条第2

項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。



○質疑

○議長【能村憲治君】 次に、質疑に入ります。

質疑ございません。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討論

○議長【能村憲治君】 次に、討論に入ります。

討論ございませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表決

○議長【能村憲治君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第7号安心社会実現のため22年度予算の確保を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立多数であります。よって、議会議案第7号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。



○閉会中継続審査及び調査

○議長【能村憲治君】 次に、議会運営委員

地方自治法第123条第2項の規定により、こ
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員